

清川村障害者活躍推進計画

1 趣旨

令和元年6月に「障害者の雇用の推進等に関する法律(以下、「法律」という。)」が改正され、国及び地方公共団体は、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組みを総合的かつ効果的に実施するための計画を作成することが義務付けられました。

これを踏まえ、本村では障害者の活躍を持続的に推進するため、「清川村障害者活躍推進計画」を作成します。

なお、厚生労働省が定めた「障害者活躍推進計画作成指針」では、計画は任命権者ごとに作成することとされておりますが、本村では職員採用や雇用管理等を村長部局が行っており、村全体として障害者の活躍推進に向けた取組を行うため、村長部局が中心となり各任命権者と連携し、合同で計画を作成します。

2 計画期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)

ただし、計画期間内であっても、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

3 課題

- 国及び地方公共団体の障害者等雇用率は、自ら率先垂範して障害者の雇用を実行すべき立場にあるため、引き続き積極的な採用活動を行う必要があります。
- 障害のある職員が充実した職業生活を送ることができるよう、働きやすい環境の整備や合理的配慮などといった措置を講じる必要があります。

4 目標

(1) 採用に関する目標

- 各年度6月1日時点における障害者の雇用率が法定雇用率以上

【評価方法】 毎年 of 任免状況通報により把握・進捗管理

(2) 定着に関する目標

- 不本意な離職者を極力生じさせない

【評価方法】 毎年 of 任免状況通報の時期において、定着状況を把握・進捗管理

5 取組内容

(1) 障害のある職員の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- 就労支援機関をはじめ、労働局やハローワーク、特別支援学校等との連携体制を構築する。

(2) 障害のある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 本人の能力や希望も踏まえた上で、職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害のある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・ 特定の障害を排除、または特定の障害に限定する。
 - ・ 「自力で通勤できること」といった条件を設定する。
 - ・ 「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定する。
 - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- 新規に採用した障害者について、面談等により配慮事項等を把握した上で、必要な措置を検討する。
- 在職中に疾病・事故等により障害者となった者について、面談等により配慮事項等を把握した上で、必要な措置を検討する。

6 その他

「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍機会の拡大に努めます。